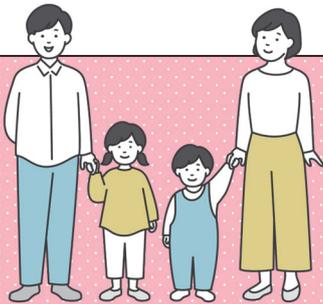




第1章

計画の策定にあたって



1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、少子化の進行に歯止めがかからない状況となっており、厚生労働省が発表した令和6年（2024年）の人口動態統計によると、日本の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産むこどもの平均数）は1.15まで低下し、年間出生数は686,061人と、明治32年（1899年）に統計を取り始めて以降、初めて70万人を下回りました。

その要因として、若い世代の不安定な雇用環境、所得低下、結婚観の変化、仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安感、経済的負担等が影響を及ぼしていると考えられます。

こどもや子育て家庭を取り巻く環境においては、児童相談所における虐待相談対応件数が過去最多となる等、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきています。

また、世帯の経済的な困窮がこども世代に影響を及ぼす「貧困の連鎖」が社会の大きな課題になる等、こどもや子育て家庭を取り巻く環境はより一層厳しいものとなっています。

そのような状況の中、国では、令和5年（2023年）4月1日に「こども家庭庁」を発足させ、これまで複数の省庁が担っていた、少子化対策や子育て支援、いじめ等のこどもを取り巻く課題に対し、一元的に取り組む体制を整備しました。

あわせて、「こども家庭庁」の発足と同時に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。同法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の指針にのっとり、全てのこども・若者が、将来にわたって身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

さらに、同年12月には「こども基本法」に基づき、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

「こども大綱」では、こども・若者、子育て当事者の視点や意見を尊重し、こども・若者の権利の保障、ライフステージに応じた切れ目のない支援を目指すこと、貧困と格差の解消、若い世代の生活基盤の安定化等の基本的な方針を掲げ、こども施策を関係機関と連携して総合的に推進することとしています。

このような背景を踏まえ、本市では、令和6年度（2024年度）に策定した「第3期計画等」を拡充し、こども・若者、子育て支援の一層の推進を図るための一体的な計画として「船橋市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。



【参考】こども・若者、子育て当事者等を取り巻く主な法令等

法令・大綱等	内容
少子化社会対策基本法 (平成15年9月1日施行) 「少子化社会対策大綱」を策定	結婚、妊娠、出産、こども・子育てに温かい社会の実現
次世代育成支援対策推進法 (平成17年4月1日施行)	次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図る ※令和17年3月31日まで再延長
子ども・若者育成支援推進法 (平成22年4月1日施行) 子供・若者育成支援推進大綱 「子ども・若者ビジョン」を策定	全てのこども・若者が自らの居場所を得て成長・活躍できる社会を目指す
子どもの貧困対策の推進に関する法律 (平成26年1月17日施行) 「子供の貧困対策に関する大綱」を策定	貧困により、こどもが適切な養育及び医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと、その他のこどもがその権利利益を害され、社会から孤立することのないようにする ※令和6年6月「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改定
子ども・子育て支援法 (平成27年4月1日施行)	教育・保育施設の量と質の確保、地域の子育て支援の充実



こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されました。

こども基本法
こども施策に関する大綱(こども大綱) <こども基本法第9条に規定> <ul style="list-style-type: none"> ・こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項等を定めるもの ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」として一元化
こども計画の策定 <こども基本法第10条に規定> <ul style="list-style-type: none"> ・国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務とされる ・こども計画は、既存の各法令に基づく「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる
こども等の意見の反映 <こども基本法第11条に規定> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもや子育て当事者等の意見を反映すること、聴取した意見が施策に反映されているかについて、フィードバックすることや広く社会に発信していくこと等が求められている



2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として位置づけます。

こども基本法 抜粋

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二百十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項



- 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
- 7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第十条 (略)

- 2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3~5 (略)

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。



(2) SDGsとの関係性

平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標としてSDGsが採択されました。SDGsは、令和12年（2030年）までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と、達成するための具体的な169のターゲットから構成されています。

本計画においては、SDGsの趣旨を踏まえて、各施策を進めていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(3) 計画体系における位置づけ

本計画の策定に当たっては、最上位計画として位置づけられている「船橋市総合計画」、福祉分野の上位計画として位置づけられている「船橋市地域福祉計画」や、「船橋市障害者施策に関する計画」「船橋市障害福祉計画及び船橋市障害児福祉計画」「船橋市教育振興基本計画」等と整合を図りながら策定するものです。

また、本計画は、「第3期計画等」を一部参照しつつ、その内容を含むものです。

年度									
令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029

船橋市総合計画 基本構想 (H12~R3)	第3次船橋市総合計画 基本構想 (R4~13)								
	船橋市総合計画後期 基本計画 (H24~R3)								
第3次船橋市 地域福祉計画 (H27~R3)	第4次船橋市地域福祉計画 (R4~8)						【仮称】第5次船橋市 地域福祉計画		

第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画 (R2~6)	第3期 計画等※ (R7~)	船橋市こども計画 (R8~11)
第4次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画 (R2~6)		

第3次船橋市障害者 施策に関する計画 (H27~R3)	第4次船橋市障害者施策に関する計画 (R4~8)		【仮称】第5次船橋市障害者 施策に関する計画
第5期船 橋市障害 福祉計画 及び第1 期船橋市 障害児福 祉計画 (H30~ R2)	第6期船橋市障害福祉計画及び 第2期船橋市障害児福祉計画 (R3~5)	第7期船橋市障害福祉計画及び 第3期船橋市障害児福祉計画 (R6~8)	【仮称】第8期船橋市障害福祉 計画及び第4期船橋市障害児 福祉計画

船橋の教育 2020 -船橋市教育振興基本計画- 教育振興ビジョン (R2~11)	
船橋の教育 2020 -船橋市教育振興基本計画- 前期基本計画 (R2~6)	船橋の教育 2020 -船橋市教育振興基本計画- 後期基本計画 (R7~11)

※第3期計画等 = 第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画
第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画
船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画



3 計画の対象

本計画は、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を対象とします。

また、こども・若者の年齢の範囲については、原則として0歳から概ね30歳未満までとします。

4 計画策定に向けたアンケート調査の概要

(1) こども・若者意識調査の実施

- ① 調査対象
船橋市全域・市内在住又は在勤・在学している満15～39歳のこども及び若者。
- ② 調査期間
令和7年（2025年）2月15日（土曜日）～令和7年（2025年）3月9日（日曜日）
- ③ 調査方法
WEBアンケートによる実施。
- ④ 回収状況
有効回答数714件

(2) こども計画策定に係る事業所調査の実施

- ① 調査対象
市内の事業所、市内で事業を営む事業所。
- ② 調査期間
令和7年（2025年）3月15日（土曜日）～令和7年（2025年）5月21日（水曜日）
- ③ 調査方法
WEBアンケートによる実施。
- ④ 回収状況
有効回答数117件



